

現 場 説 明 書

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 工 事 名 | 令和5年度 大沢県営住宅(89-A、B、C 棟)長寿命化改善工事(タイプ 別内部改修) |
| 2. 工 事 場 所 | 入札説明書による |
| 3. 入 札 日 時・場所 | 同上 |
| 4. 入 札 条 件 | 関係法令の定めによるほか、入札説明書による |
| 5. 支 払 い 条 件 | 同上 |
| 6. 完 成 期 日 | 令和 6 年 3 月 2 2 日 |
| 7. 質 問 書 | 入札公告による |
| 8. 工 事 費 内 訳 書 | 1) 入札時の工事費内訳書の提出については、工事内訳書とする。ただし、入札参加者は発注者から求めがあった場合には、細目別内訳まで提出するものとする。なお、提出の際には、工事費内訳書の表紙に入札参加者名を記載すること。
2) 落札者は、契約書提出時までに法定福利費の総額及び細目別内訳まで記載した請負代金内訳書を電子データにて提出すること。（入札の際、既に提出してある場合を除く。） |
| 9. 収 納 書 の 提 出 | 1) 建設業退職金共済組合制度に加入し、工事請負代金額 1, 0 0 0 万円以上の工事については、契約後「1 ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、4 0 日以内）」に収納書を提出すること。
2) 建設業退職金共済制度について、建設キャリアアップシステムの活用及び建設業退職金共済制度加入労働者数報告書の活用等によって機能労働者等の就労状況を適切に把握し、これに基づく履行状況について、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。
ただし、労働者が退職金制度が完備された会社組織に属している場合や、その他合理的な理由があれば、収納書未提出理由書を提出し、受理された場合は、この限りでない。 |
| 1 0 . 火 災 保 険 等 | 契約約款第 4 8 条の火災保険等の付保について
1) 保険の種類は、「建設工事保険」とする。ただし、建設工事保険に加入できない場合に限り「組立保険」で対応すること。
2) 工事現場に受注者が複数いる場合、各々保険に加入すること。ただし、工事現場を同一とする受注者のうち、一者を代表者として保険契約者となし、個々の請負工事を包括付保し、被保険者を個々の受注者としてもよい。
3) 付保期間は、工事着工時から引渡し完了の日の翌日までとする。
（完成期日に「概ね 3 0 日」を加算した日付を目安とする。） |
| 1 1 . 工 事 実 績 データ登録 | 受注者は、工事請負代金額 5 0 0 万円以上の工事について、受注時は契約後 1 0 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 1 0 日以内に（工事請負代金のみの場合は原則変更登録不要）、完了時は完成検査合格後 1 0 日以内に「(一財)日本建設情報総合センター 工事実績情報システム (CORINS)」に、建設実績情報をオンライン登録しなければならない。（建設工事必携Ⅰ（契約・仕様書編）群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-5 コリンズ (CORINS)への登録参照） |

12. 下 請 契 約 等
- 1) 下請契約は、文書で締結するものとし、「建設工事標準下請契約約款」又はこれに準拠するものを原則とし、これにより難い特別な事情がある場合においても、少なくとも次の事項を明記した文書で契約を締結すること。
- (イ) 工事名 (ロ) 工事場所 (ハ) 工期 (ニ) 請負代金
- (ホ) 請負代金の支払時期及び方法 (前払金、部分払及び完成払における現金、手形の割合、手形のサイト等)
- 2) 工事の受注者は、現場における工事着手までに、「施工状況報告書」(群馬県建設工事適正化指導要綱(以下、「要綱」という。)様式第1号)により下請契約について報告すること。
- 3) 工事の受注者は、その工事の一部について下請契約を締結したときは、監督員の指示する時期に、「施工体系図(要綱様式第2号)の写し」、「施工体制台帳(要綱様式第3号)の写し」により下請契約について報告すること。
- 4) 工事の受注者が社会保険未加入建設業者と下請契約を締結した場合は、監督員の指示する時期に、「社会保険未加入建設業者と下請契約を締結したことに係る理由書(要綱様式第4号)」により当該下請契約を締結した理由を報告すること。
- 5) その他要綱で規定する下請契約を確認するためものについて、監督員の指示する時期に報告すること。
13. 工 事 範 囲
- 設計図書に記載されているすべての工事とし、構造上、意匠上特に必要と認められる場合は監督員の指示により施工すること。
- なお、軽微な変更については、受注者負担とする。
14. 設 計 照 査
- 受注者は、契約締結後、直ちに契約約款第18条に基づく設計照査を行い、その結果を監督員に報告すること。図面及び工事費内訳書に記載が無くとも、必要な機能を有するために行うべき工事があれば積極的に提案すること。
15. 工事対象物の管理
- 工事完成検査より、引渡しまでの管理は受注者が行うこと。
16. 工 事 看 板
- 公衆の見やすい場所に別紙様式による工事看板を設置すること。
17. 残土産業廃棄物関係
- 1) 本工事は、可能な範囲で積極的に再生資源の利用及び再資源化施設の活用を図ることとする。
- 2) 解体等の方法は「建築物解体工事共通仕様書(国交省大臣官房官庁営繕部監修)」による。
- 3) 受注者は、建設副産物の扱いの有無にかかわらず、請負金額100万円以上の工事の実施に当たって建設副産物に係る「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」のデータ登録を行うものとする。なお、これにより難い場合には、監督員と協議しなければならない。
18. 化学物質濃度測定
- 1) 設計図書に記載されているほか、原則として、室内化学物質(VOC)濃度の測定結果が基準値以下であることを確認後に引き渡しを行う。
- 2) 原則として、測定室数は4室以上とし、測定室の位置等は監督員と協議し決定する。

3) 基準値、測定方法は下表のとおり。

	県営住宅	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド*	○	1 0 0 μg /m3 (0. 0 8 ppm)
トルエン	○	2 6 0 μg /m3 (0. 0 7 ppm)
キシレン	○	8 7 0 μg /m3 (0. 2 0 ppm)
エチルベンゼン	○	3 8 0 0 μg /m3 (0. 8 8 ppm)
スチレン	○	2 2 0 μg /m3 (0. 0 5 ppm)
パラジクロロベンゼン	○	2 4 0 μg /m3 (0. 0 4 ppm)

19. 部分引渡し・検査等

- 1) 下記20の居ながら改修工事を対象とし、部分検査及び部分引渡しを行う。
各住戸の①洗面・浴室 ②トイレ ③キッチンの3工区に分けて完了検査を行い、検査合格後に部分引渡しを行う。
- 2) 下記21の居抜き改修工事については、部分検査は行わず全て完成後に完成検査を行う。
- 3) 受注者は各種検査に立ち会わなければならない。

20. 居ながら 改修工事・・・入居者が居住している住戸を対象とした工事。（7戸）

- 1) 請負契約締結後に対象住戸の住民向け説明会を実施する為、協力すること。
入居者の都合によっては数回に分けて行う可能性がある。
開催場所や時間等の詳細については、監督員と協議の上、決定する。
- 2) 対象住戸の工事にあたっては、入居者が立ち会う。
申込者は事前に了承済である。
- 3) 工事の日程や時間については、入居者と個別に調整を行うこと。
急な入居者都合による工事の空振りなどで発生した職人の追加手配等は、別途変更設計の対象として協議を行う。
- 4) 使用禁止期間を出来るだけ短縮するため、各住戸の工区ごとに工事を行い、完成後速やかに使用が可能となるよう部分検査を受けること。
- 5) 作業エリア以外への立ち入りは極力控えること。立ち入る場合は、入居者の了承を得ること。
- 6) 夜間や休日に入居者が工事エリアに誤って立ち入らないよう1日の作業終了時には、養生やバリケードを行い退出すること。
- 7) 作業中は極力清掃を行いながらの作業に努めること。
- 8) 特記なき事項は、監督員と協議の上、工事を進めること。
- 9) 工事期間中に入居者が使用する仮設トイレを設置すること。

21. 居抜き 改修工事・・・入居者が居住していない空き住戸を対象とした工事。（2戸）

- 1) 内部改修工事対象の2住戸は空き住戸であるため、同時に施工することが可能である。
- 2) 部分検査・部分引き渡しは行わず、2住戸が完成後、完成検査を行う。

3) 居ながら改修工事を優先すること。

- | | |
|--------------|---|
| 22. 電子納品 | 本工事は電子納品対象工事である。電子納品については群馬県電子納品特記仕様書による。 |
| 23. 製本図作成等 | 設計図縮小版（A3）を2つ折りに製本したものを1部作製・提出すること。 |
| 24. その他提出書類等 | 1) 「特記仕様書」によるほか監督員の指示による。
2) 提出書類は、群馬県建設工事執行規程の各様式を準用すること。 |
| 25. 仮設材 | 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省 基発第0424001 号平成21 年4 月24 日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。 |
| 26. 解体等作業 | 建築物、工作物等の解体、破砕等を行う場合は、石綿予防規則第3条の規定による、当該建築物等における石綿等の使用の有無に関する調査、及び大気汚染防止法第18 条の15 の規定による、当該建築物等における特定工事の有無に関する調査を行い、必要な調査結果の報告、説明、周知等の手続きを行った上で作業を行うこと。 |
| 27. その他 | 1) 受注者は契約後、現地を十分に事前調査・確認のうえ施工すること。
2) 本工事は団地内で行うため、入居者の安全確保に特に配慮すること。また、近隣は住宅街のため、搬入搬出等の車両の運転の際には、公衆の通行に支障を与えないようにするとともに、歩行者の安全に十分注意すること。
3) 工事対象住戸の上下両隣の住戸は入居者が居住しているため、解体工事など騒音・振動が発生する工事については、入居者の生活環境への影響を少なくするため、できる限り騒音・振動をおさえた施工方法を採用するものとし、週休日および祝祭日には施工を行わないよう努めること。
4) 本工事の施工にあたり、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策に充分配慮すること。同感染症による工事への影響に係る対応については、その都度、監督員と協議を行う。
5) 工事着工前に工程表を作成し、入居者に確認を取り、監督員の承認を得た後、工事概要等について文書を掲示するなど周知徹底を図り、工事期間中は入居者に迷惑をかけないように留意すること。
6) 諸官庁への手続きは受注者が行い、費用は受注者負担とする。
7) 工事写真は、営繕工事写真撮影要領（最新版）に則って撮影すること。
8) 特記なき事項は、監督員と協議しその指示によること。 |